

(事業の目的)

第1条 有限会社 ライフサーブが開設するニコニコハウス 栢山 (以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス (以下「総合事業通所型サービス」という)の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員 (以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態 (介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスにあつては要支援・基本チェックリスト該当状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ニコニコハウス 栢山
- ② 所在地 小田原市栢山 152-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりです

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 2名 (常勤兼務2名)

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

看護職員 2名 (非常勤兼務2名)

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 7名 (常勤兼務 1名 非常勤兼務 6名)

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

機能訓練指導員 3名 (非常勤兼務3名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。祝日は営業する。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時25分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスの合計利用定員は次のとおりとする。

1単位 19名

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
 - ② 入浴（一般浴）
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ アクティビティ（介護予防）
- 2 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び総合事業通所型サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり100円徴収する。
- 4 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり1500円を徴収する。
- 5 希望により食費は、1日732円（昼食・おやつ）を徴収する。
- 6 希望によりおむつ代は1個につきパッドタイプ50円・テープタイプ110円・パンツタイプ150円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小田原市、南足柄市、開成町、大井町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、毎年1回避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第13条 指定通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

(苦情処理)

第14条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるも

のとする。

2 事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(相談窓口)

第15条 サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

相談責任者 事業所管理者 受付時間 午前8時30分～午後5時30分

電話 0465-20-9746 FAX 0465-20-9747)

* 下記の公的機関でもご相談いただけます

神奈川県国民健康保険団体連合会(介護苦情相談係)

連絡先 TEL 045-329-3447

受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

小田原市高齢介護課 0465-33-1827 午前8時30分～午後5時15分

南足柄市高齢介護課 0465-73-8057 午前8時30分～午後5時15分

開成町福祉介護課 0465-84-0316 午前8時30分～午後5時15分

大井町福祉課 0465-83-8024 午前8時30分～午後5時15分

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ライフサーブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

この規定は、平成28年3月31日から施行する。

この規定は、平成29年5月31日から施行する。

この規定は、平成30年6月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。